

岐阜県公報

第 千 八 百 九 十 二 号
平 成 十 九 年 十 月 三 十 日
(火曜日)

目次

告
示

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

(道路維持課)	七六五
(同)	七六五

公
示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請
- 准看護師試験の実施
- 落札者等に関する公示
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 県営土地改良事業の変更計画の決定

(環境生活政策課)	七六八
(医療整備課)	七六八
(同)	七七〇
(商業流通課)	七七一
(農地計画課)	七七一

告
示

岐阜県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類
岐環 状阜 線	路線名
同市 一地区 先まで	区間
岐阜市水海道二丁目一番 二二地先から	変更区域
後	別前 後更
前	員敷地の幅 （メートル）
一六〇 一六〇 三・四	延長 （メートル）
四・〇	備考

岐阜県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示日 ほか)
一般 国道 四百七十 二号	郡上市八幡町小野三丁目二番 二七地先から 同 市 同 町 同 三丁目二番 四地先まで 郡上市八幡町小野八丁目一番 一八地先から 同 市 同 町 同 八丁目一番 一〇地先まで		四〇・五 八七・〇	平成 一九・〇・三〇 平成 一九・〇・三〇	平成 二三・四・六 平成 二三・四・六

岐阜県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般
国道
号四百十八

加茂郡富加町羽生字山崎
二一七番一地先から
同 郡 同 町 同 字 同
二四六番一地先まで

前
一五・〇
後
一七・〇
一八・〇

岐阜県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示日 ほか)
県道 豊田線 多治見線	土岐市鶴里町柿野字日面五一 五番一地先から 同 市 同 町 同 字 同 五五 二番一地先まで		九・〇	平成 一九・〇・三〇 平成 一七・三・二七	

岐阜県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 道						道の種類
坂 福 下 岡 線						路線名
中津川市田瀬字下田瀬下 五二〇番二地先から 同 市同 字同 五二〇番九地先まで						区 間
後	前	後	前	後	前	別前変区 後更域
三・五 四・〇	三・五 四・〇	三・五 四・〇	三・五 四・〇	三・五 四・〇	三・五 四・〇	敷地の幅 員メート ル
一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	延長 員メート ル
う分地すに係B A をのる表図は及 い区敷示面関び						備 考

岐阜県告示第六百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

国 道 一 般						道の種類
二 百 五 十 七 号						路線名
下呂市馬瀬川上字上ヶ洞 一八四番二四地先から 同 市同 字小屋垣 内三三七番地先まで						区 間
後	前	後	前	後	前	別前変区 後更域
一〇・〇 三・〇	一〇・〇 三・〇	一〇・〇 三・〇	一〇・〇 三・〇	一〇・〇 三・〇	一〇・〇 三・〇	敷地の幅 員メート ル
一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	延長 員メート ル
う分地すに係B A をのる表図は及 い区敷示面関び						備 考

岐阜県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
一般 国道 二百五十 七号	下呂市馬瀬川上字バンバセ五 二四番二地先地内		三九〇	平成 一九・一〇・三〇	平成 一九・一〇・三〇

岐阜県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道 乗政下呂線 停車場線	下呂市乗政字向落二二二番二 地先から 同 市 同 字 同 二一九番地 先まで		三・九	平成 一九・一〇・三〇	平成 一九・一〇・三〇

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃こどもレスキューミッション
「スペース」
- 三 代 表 者 の 氏 名 中岡 茂一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市上野町三丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、次の目的をもって事業を行うものとする。
子どもたちの健全育成のため、こどもとその家庭が社会から孤立することなく、その取り巻く環境を整え、互いに支援し合うことの出来るソーシャルサポートネットワークを構築すること、また、何らかの理由で人間関係にうまくいったり、社会への適応に困難さを感じるこどもたちに生活支援、学習支援、就労訓練を通して人間成長を促すことが当団体の法人設立目的である。

○准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十九年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十年二月十三日(水)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

大垣市西之川町二丁目一〇九番地 大垣女子短期大学

三 試験科目

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病の成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

受験資格

次のいずれかに該当する者

1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者又は修業する見込みの者(平成二十年三月までに修業する見込みの者に限る。)

2 文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)を卒業した者又は卒業する見込みの者(平成二十年三月までに卒業する見込みの者に限る。)

3 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成二十年三月までに修業する見込みの者を含む。)

4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成二十年三月までに卒業する見込みの者を含む。)

5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

1 受験願書(県所定のもの)

2 准看護師試験入力通知書(県所定のもの)

3 受験資格証明書

(一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十年三月三日(月)午後五時まで(必着)に修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出すること。

また、平成二十年三月三日(月)以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十年三月三日(月)午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5又は6に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面

4 写真

出願前六月以内に撮影した写真(脱帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル)とし、その裏面に学校又は養成所名(省略しないこと)、氏名及び撮影年月日を記載して提出すること。

なお、後日岐阜県が交付する受験票の裏面に、提出した写真と同じものをはり付けて、試験当日に持参すること。

5 受験票交付用封筒

角二号(A4サイズ)のもので、表面に郵便番号、あて先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封する。

六 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書にはり

付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成十九年十二月三日（月）から平成十九年十二月七日（金）までの間に岐阜県健康福祉部医療整備課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日（県の機関の休日を除く。）午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成十九年十二月七日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける（あて先 〒五〇〇―八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療整備課）。

八 受験票の交付

受験票は、平成二十年一月二十三日（水）から平成二十年一月二十五日（金）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、平成二十年三月十日（月）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ただし、平成二十年三月十日（月）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問い合わせは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

平成十九年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成十九年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八―二七二―一内線二二一九）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

（一） 受験票

（二） 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 〇五八―二七二―一内線二五三五）に問い合わせること。

十二 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

2 入力通知書の記入にあたっては、試験事務コンピュータ処理の適正を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 平成19年度岐阜県立多治見病院第3四半期分ボイラー用

燃料 重油 JIS1種1号 約450kg

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年2月1日

4 落札者を決定した日 平成19年9月21日

5 落札者の住所及び氏名 名古屋港区瀬見町37番地23

中川物産株式会社

代表取締役 中川 秀信

6 落札金額 61,740円/kg

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

（一） 部署の名称 岐阜県立多治見病院事務所総務課徴収担当

（二） 所在地 多治見市前畑町5丁目161番地

。落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県広域災害・救急医療情報システム開発委託業務及び保守・運用委託業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年 9 月 5 日
- 4 落札者を決定した日 平成19年10月16日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都江東区豊洲3丁目3番3号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
取締役常務執行役員 第一公共システム事業本部長
村松 充雄
- 6 落札金額 435,750,840円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部医療総務課
(2) 所 在 地 岐阜市鞍田南2丁目1番1号

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月三十日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年十月十八日
- 二 届出者の氏名又は名称 チェルシージャパン株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 土岐プレミアム・アウトレット
- 四 変更した事項 土岐市 土岐プラズマリサーチパーク第一土地区画整理事業四街区一画地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウエザーステーション 外
(変更後) 株式会社ゴールドウイントレーディング 外

。県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
小 坂 地 区	下呂市小坂振興事務所 前掲示場	平成一八・一〇・三〇から 同 一八・一一・二八まで

平成十九年十月三十日印刷
平成十九年十月三十日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円 (送料共 (消費税二、二八六円を含む))